

作成日：2023年5月22日

一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟
大学関係者各位

一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟 医科学委員会

本連盟主催大会における感染症に対する取り決め事項

平素より本連盟主催大会の運営に関して御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）の感染症法上の位置づけ変更、および学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの運用は廃止とし、本事項に則る対応と致します。

ただし、その感染力に伴う部内複数感染者発生や、個人やチーム全体のコンディショニングに大きく関わるため、COVID-19 に関しては行政事務連絡文書などに基づいた内容に関して各自十分留意するとともに、他の感染症に関してもコンディショニングや感染拡大防止の観点から、一般常識としての対応をお願い致します。

以下に遵守事項を列挙致します。

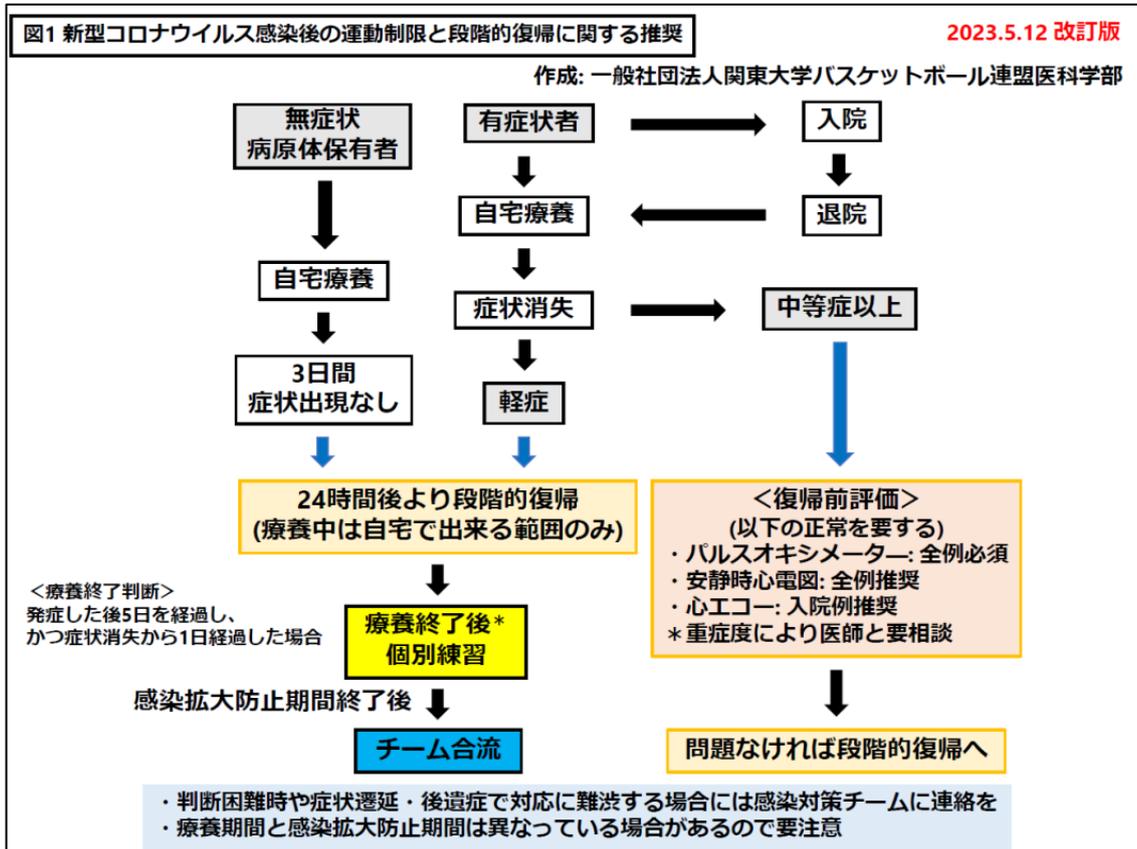
<COVID-19 に罹患した場合の対応>

「文部科学省令 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」
(https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf)より

- ① 学校保健安全法第 19 条規定に則り、発症した後 5 日を経過し、かつ症状消失から 1 日経過した場合（療養期間終了後）に、学業への参加を認める。
- ② 発症から 10 日経過するまでは、マスク着用を推奨する。

以上①、②の原則、感染拡大防止の道義的観点、およびコンディショニング不十分による外傷・障害発生リスクを考慮して、本連盟においては以下の方針とする。

- ・確定診断(抗原ないしPCR検査)に至った場合には、本連盟主催大会への参加を禁ずる。
- ・療養期間終了後における本連盟主催大会への参加は禁じ得ないが、原則的に罹患者は個別練習を経て発症から10日経過をもってチーム活動へ参加となる段階的復帰を推奨する(図1参照、一般社団法人関東大学バスケットボール連盟より許可を得て引用)。



<体調不良者への対応>

- ・体調不良者*は本連盟主催大会への参加を禁ずる。
- ・何らかの確定診断(表1)に至った場合には、表2に則り療養期間を判断する。
- ・COVID-19以外の感染症罹患後に関しても、療養期間などによってはリコンディショニングの際に段階的復帰を実施することを強く推奨する。

*注：体調不良者の判断に関しては、COVID-19だけでなく種々の感染症・非感染症問わず多岐に渡るので各個人・大学の責任の元で判断すること。

参考としてCOVID-19の臨床症状を以下に記載するが、既知の通り多岐に渡り、かつ疾患非特異的的症状であること(=どんな症状でも否定も肯定もできない)に留意すること。

上気道・下気道症状：鼻汁・咽頭痛・咳嗽・喀痰

眼球結膜充血，味覚・嗅覚障害，軟便・下痢，倦怠感，頭痛

発熱（微熱のことも多い） など

表 1. 対象となる感染症の種類（学校保健安全法施行規則第十八条より）

第1種	第2種	第3種
エボラ出血熱	インフルエンザ (H5N1・H7N9を除く)	コレラ
クリミア・コンゴ出血熱	百日咳	細菌性赤痢
重症急性呼吸器症候群(SARS)	麻疹(はしか)	腸管出血性大腸菌感染症
痘そう	風疹(三日ばしか)	腸チフス
南米出血熱	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	パラチフス
ペスト	水痘(みずぼうそう)	流行性角結膜炎
マールブルク熱	咽頭結膜熱	急性出血性結膜炎
ラッサ熱	結核	感染性胃腸炎
急性灰白髄炎(ポリオ)	髄膜炎菌性髄膜炎	溶連菌感染症
ジフテリア	新型コロナウイルス感染症*	手足口病
特定鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)		帯状疱疹
中東呼吸器症候群(MERS)		その他の感染症

*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）。

表2. 療養解除の基準（学校保健安全法施行規則第十九条より）

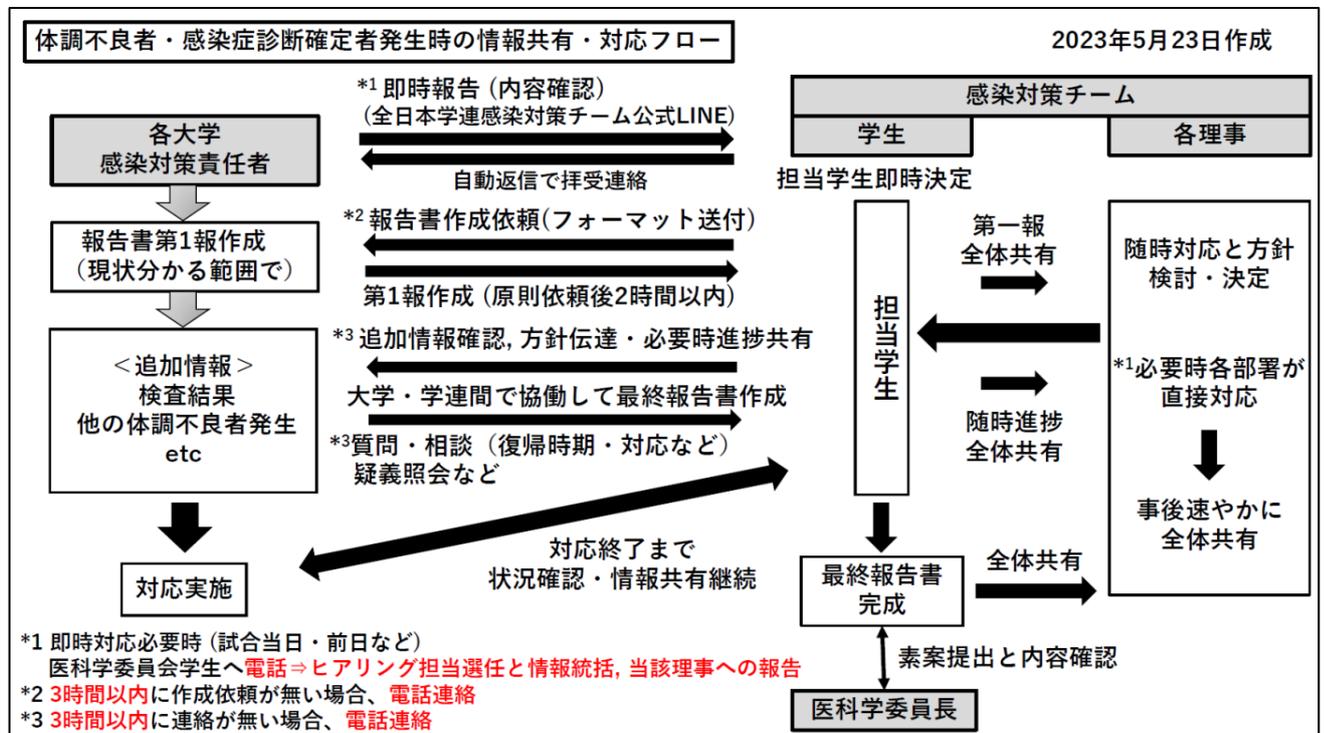
分類	感染症名	療養解除基準	
第1種	全て	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れが無いと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状消失後1日を経過するまで	
	※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染の恐れが無いと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善するまで	
	感染症胃腸炎		
	溶連菌感染症		適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
	手足口病		発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は療養、治癒期は全身状態が改善するまで
	带状疱疹		病変部を適切に被覆すれば接触感染を防げるため療養終了可能

<大会へのチーム参加>

- ・体調不良者および疾患が確定した者を除く「ベンチ登録選手」が5名以上いる場合には試合の出場を認めるが、棄権に関しては各大学の自由意志を尊重する。

<連盟への連絡体制>

- ・当面の間、連盟内に感染対策チームを、各大学には感染対策責任者を置く
- ・試合実施前1週間以内における体調不良者、ないし何らかの感染症の診断に至った者を認めた場合、感染対策責任者は感染対策チームへ必ず即時報告すること(図2参照)



*なお、連盟に対して意図によらず報告を忘れた際（特にヒアリングなどの結果、体調不良者の出場がなされ、相手チームに感染が伝播したと判明した場合など）には連盟理事会を通して、部長ないし監督に対して何らかの罰則を来す場合がある。

- ・連盟からの新たな情報提供においてはメール、代表者会議、監督会議を必要時実施するが部長・監督および感染対策責任者が責任を持って部内に周知・遵守させること。

<大会運営全般>

- ・会場入りから試合終了後のダウン・更衣までのスケジュール（試合間隔は原則2時間）、試合前後の観戦の可否などに関しては大会役員の指示に従うこと。
- ・大会の延期並びに中止は関係省庁の方針に原則準ずる。
- ・休校並びに出場停止措置中の大学は、大学側の許可があれば大会出場を可とする。
- ・感染症に罹患した場合、医師の診断書が提出されれば大会登録変更の締め切りが過ぎても変更が可能となる。なお、一度エントリーを変更した選手・スタッフの療養終了後の再度のエントリー変更の可否は大会毎に規定される。
- ・大会出場においては、以下に挙げる感染対策における基本的推奨項目を参考に連盟、大学、個人が協働し必要な感染対策を行うこと。
 - 1) 少しでも何らかの症状があれば無理をしない、させないこと。
 - 2) タオルやドリンクボトルの共有を避けること。
 - 3) 手指衛生（原則的に連盟側で消毒物品は用意しない）を徹底すること。
 - 4) 適切な換気を行うこと。
 - 5) マスク着用は任意だが、感染対策上有効な場面で、適切にマスクを着用すること。

以上